

# SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会  
Japan Young Lawyers Association  
Attorneys and Academics Section

**N596**  
2020.10.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階  
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141  
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

## あいち支部特集

【支部総会特別講演】「関心を呼び起こす憲法問題の情報発信の方法」の報告…………… 郭 勇祐  
予備試験ゼミ・二回試験座談会など、将来の仲間を育てる受験生・修習生支援…………… 都築さやか  
天白養護学校虐待事件…………… 進藤一樹  
喀痰吸引に必要な器具の確保請求事件…………… 林 翔太  
マタハラ弁護団東海の紹介…………… 砂原 薫

## シリーズ 憲法を知るための12冊

金竜介・姜文江・在日コリアン弁護士協会 編

『在日コリアン弁護士から見た日本社会のヘイトスピーチ…………… 和田壮一郎  
差別の歴史からネット被害・大量懲戒請求まで』

## ロースクールの実情と法曹養成

ロースクール事情…………… 中西翔太郎

## 第17回人権研究交流集会 □分科会紹介

【議長ひとくちトーク】ドラマ「チェルノブイリ」を見ましたか?…………… 上野 格

青法協弁学合同部会50周年&出版記念お披露目レセプション開催

2020年度第2回常任委員会(秋の全国ミーティング・東京)報告

- 政府に対し災害避難所における命を守るための施策を迅速かつ確実に実施することを求める決議
- 日本の敵基地攻撃能力の保有に反対する決議



ロンドンの子ども

## あいち支部特集

## 支部総会特別講演

「関心を呼び起こす憲法問題の  
情報発信の方法」の報告

あいち 郭 勇祐

## 一 はじめに

二〇二〇年六月一九日、支部総会がWebで開催され、コロナ禍において、いかに情報発信をするかをテーマに、四人の先生に講演していただいた。講演内容を全国の会員と共有できればと思い、報告する。

## 二 堀哲史先生

## 「SNSによる告知方法」

SNSとはインターネットを介して人間関係を構築できるWebサービスで、情報の発信、共有、

拡散が特徴である。主なSNSはLINE、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube等で、それぞれに特徴がある。

例えば、Twitterは匿名性が強く、投稿が届く範囲に制限がない(拡散力が強い)。YouTubeは、Twitterのような動画の時間制限はないので、じっくり発信したいときには適している。まずは、プライベートで使ってみて、楽しみながら使い方を覚えることを勧める。

告知の際は、「誰に」「何のために」伝えるかの意識が大切で、内容は告知する相手に合わせる必要がある。一つの物事に対する態度として、積極、応援、フラット、敬遠、敵意の五段階あるとすると、フラット層を狙うのが有効。積極層への働き

かけは連帯を強める意味はあるが、拡散しにくい。敬遠・敵意の層は考えが凝り固まっているので、アプローチする意味に乏しい。

告知の際は、薄めること、シンプルにすることが大事。弁護士の味付けは濃すぎて、逆効果になり得るので、物足りないくらいで丁度いい。例えば、同性カップルが遺族給付金の保護の対象になるかという裁判の動画では、「男女カップルは保護されるのに、同性カップルは保護されないのはおかしい」というシンプルな話に落とし込んだ。動画は一七〇〇リツイートされた。

薄め方としては、色をつけないこと。「安倍やめる」というだけで、引いてしまう人がフラット層には相当数いる。「誰に、何のために」という目的との関係で、色をつけることがマイナスになり得る。

告知には、特定の団体のアカウントを利用する他に、プライベートのアカウントを利用する方法もある。前者は、情報の発信・共有のプラットフォームとしては有効だが、拡散の範囲は限られる。後者は、拡散の範囲が広がり得る。運用する際は、日常的に他の人の投稿に「いいね」や「コメント」をしておくと、相手が自分の投稿にも反応

してくれる可能性が高まる（返報性の原理）。

### 三 石口俊一先生

「関心を呼び起こせたか？」

#### 広島市の五・三憲法リレートーク発信

コロナで、憲法集会ができなくなったが、何も言わない訳にはいかないのでと議論する中で、映像で発信できないかという提案があったので、準備に取りかかった。

ただ単に講演を流すだけでは誰も見ないだろうから、テーマを五分程度に切って、いろんな立場の人から話してもらえばいいのではということになった。

二〇二〇年五月三日に動画をYouTube上で配信した。集会では聞く人が限られてしまいが、映像にはそれ以上の人が見る可能性が秘められている。今回よかったのは、広島市の人からだけでなく、県内各地の人達からも動画を流すことで、お互いにみんなの活動を知ることができて連携が強まるきっかけになったこと。

動画配信をすると決めてからは時間がなく、周りも直前になってしまったが、それでも約七〇〇回視聴されたので、広がりのおかげになったのではないか。

反省点は、テーマをもう少し絞って五人位がい

いでは、緊張される方が多かったので、カメラに向かつて話すのではなくインタビューするようになりの方がよかったのでは、話す人の背景をうまく考える必要があるのでは、といった点。

ジャーナリスト会議のテレビ関係の人達に今回頑張ってもらったが、多くの人に見てもらわないと意味がないから、上手に動画編集をする必要がある。うまく編集できたらより拡散もできるのではないか。

「河井問題」は、地元広島の問題でずっと活動をしてきたが、逮捕まで余り全国では注目されていなかったが、今回、この問題も広島から発信できたのではないか。

今年の被爆七五年を踏まえて、現政府が軍事体制を進めていることを批判すべきだったのでという意見があり、八月頃予定の次回配信までの課題となっている。

### 四 和泉貴士先生

「電子署名サイトChangeorgを

活用した情報発信やウェビナーの活用方法」

コロナは、業務だけではなく、市民運動にも影響を与えた。運動そのものが動かなくなり、メールにメールを送るだけになった。

そんな中、環境運動について、現在世界で行われているFFF (Fridays for future)の活動と今までの活動をどう結びつけていくのかという議論をした。その際、公害裁判の歴史をほとんど知らない高校生、大学生といった若い人が環境問題を学べる機会を作ろうと話していたところ、友人にChangeorg (オンライン署名サイト)のスタッフがいたので、Changeorgが主催で二つの企画を準備しZoomで開催した。

参加者を広く集めるために、口コミとともに、Changeorgの利用者に企画案内を一斉送信して、ChangeorgのInstagramのアカウントで告知してもらったところ、両方で約四〇〇人応募があった。高校一年生から六〇代後半までいて、活動経験もある方ない方ではばらけた。

一方通行はおもしろくなく、つながりを作ることも大事だと考え、三〇秒自己紹介をしてもらい、質問もしてもらい、Facebookグループをつくってそこで議論もした。

署名で大事な考え方は「いかのおすし」。「い」まだというとき(時事性)、「か」んじょうを込めて(具体的に感情的に共感してくれるように)、「の」お(NO)知識でもわかる、「す」とーリーがある、「し」ょうさんがある内容ですべきという意味。

ウェブ企画のメリットは、コストがゼロで(会場代、拡散、レジュメづくり)、参加者が場所と時

間をそろえる必要が無いこと。デメリットは、つながりが企画限りで終わってしまう可能性があること。電子署名サイトは進捗報告ができ、署名とは別に企画の告知などが可能なので、それやFacebookグループなどを利用することで、点では無く線であつたり、継続性をもたせる工夫が必要。

## 五 松村啓史先生

### 「クラウドファンディング弁護士活用と告知方法」

#### クラウドファンディングの経験から

クラウドファンディングには購入型と寄付型がある。前者は支援者に商品やサービスを渡すが後者はそれが無い。前者は支援して貰いやすいが、その分費用がかかる。ただ、弁護士活動なら、リターンとしてリーフレットや講演会のチケット、活動のグッズ等を与えて宣伝につかえる場合もある。次に、All or Nothing型とAll in型がある。後者は集まった金額が必ずもらえるが、前者は目標金額に達成しないと二円も手に入らない。ただ、前者なら、「このままだと一円も入らない」という切迫感が伴ったお願いができて支援が集まりやすい側面がある。手数料は会社による。

今回は、同性婚訴訟でも実績があつた会社、R

EADYFORに頼み、購入型、All or Nothing型にして、会社からアドバイスしてくれる人がつくフルサポート型にした(手数料は獲得金額の七%)。

目的は、クラウドバイトを知ってもらい、その認知のための資金を集めることで、一〇〇万円を目標にした。リターンとして、法律相談一回無料チケット等を作った。

スタートが大事で、開始五日で目標の二〇%を達成できた企画の九割は成功するらしいので、公開前から周知しておく必要がある。

周知のため、メール等でプロジェクトページのURLを教えたり、チラシを弁護士会のBOXに配布したり市民団体の集会で配った。

プロジェクトページでは、応援コメントがいただけたり、新着情報を更新できる。

支援の内訳としては、親しい方からのご支援が非常に多かった。最終的に二三七万円集まり、現在、リーフレット案の議論をしている。

資金を集める過程で問題を周知させることができるので、クラウドファンディングも一つの情報発信手段だと思つた。

## 六 講演の感想

インターネットを用いた告知の考え方やTwitter

terの拡散力、どこでも参加できるというオンラインの強み、署名した後も、継続して運動に参加してもらうために、進捗報告、企画の告知ができるオンライン署名の有用性、リターンを通じて宣伝するクラウドファンディングの考えなどを知り、ネットを用いた企画や告知が持つ可能性を知ることが出来た。

コロナ後も、オンラインとオフラインを併用すれば、より多くの人を巻き込む運動ができると思う。それぞれの長所をいかして今後積極的に活動していきたい。

会員の  
みなさまへ

## 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

# 予備試験ゼミ・二回試験座談会など、 将来の仲間を育てる受験生・修習生支援

あいち 都築さやか

## 一 はじめに

青法協あいちが力を入れていることの一つに、受験生支援がある。

受験生と接する中で、青法協会員の弁護士が大切にしている憲法価値に親和性を持ってもらい、将来的には一緒に活動する仲間を増やそうという趣旨である。具体的には、次の活動をしている。

## 二 予備試験ゼミの実施

### (1) 予備試験ゼミの需要と青法協弁護士との

#### Win-Winな関係

二〇二〇年の予備試験出願者数が一万五〇〇〇人を超えたことからしても、社会の中で、ロースクールの存在意義は失われている。

大学生の法曹志望者の中では、ロースクールにかかる時間と費用を節約するべく、まずは大学在学中に予備試験の受験をし、ロースクール受験を予備試験の滑り止めの位置付けとする傾向にある。また、社会人にとっても、ロースクールより

予備試験の受験をする傾向が強いと思われる。地方においても、前記傾向は強いが、予備試験受験生向けのゼミなどはあまり開催されておらず、受験生同士が切磋琢磨できる機会に乏しい。

一方で、ロースクールに入学すれば、企業系の実務家教員が多いため、ロースクール生の弁護士像は企業法務に偏りがちであるのに対し、企業系の実務家教員と接する機会の乏しい予備試験受験生との信頼関係を築くことができれば、青法協会員の弁護士の人権諸活動に親和性を持ってもらいやすい。

このように予備試験ゼミは、勉強仲間が欲しい

く、かつ弁護士が参加しているゼミに参加したい予備試験受験生と、将来の仲間を増やしたい弁護士側との双方のニーズを充たすものである。

あいち支部では、二〇一八年九月から、予備試験ゼミを実施している。

### (2) 参加者のルート

あいちが毎月一回開催している学生勉強会に参加してくれた方や、七月集會に参加してくれた社会人経験者、当初のゼミメンバーと同じ大学の友人らがゼミに参加するという形で、徐々に人数が増えていった。

### (3) メンバーと弁護士の連絡手段

予備試験ゼミのメンバーと講師の弁護士は、LINEグループで連絡を取っており、現在のゼミ生の登録者は二名である。

### (4) 実施方法

予備試験合格ゼミは、弁護士の講義形式ではなく、ゼミ生と講師との質問と対話を中心である。

第一、二回目のゼミで、「総論」と称し、各科目の予備試験論文式試験の合格答案の書き方、論文試験の勉強方法、短答式試験の勉強方法について各四時間程度解説した。

第三回目以降は、予備試験論文式試験の過去問を、毎回三問、発表担当者を決めて扱っている。それ以降のゼミ実施方法は、次のとおりである。

ゼミの前日までに、答案を、弁護士のメールに

添付ファイルで送信する。

ゼミの当日は、進行役の弁護士が質問・誘導をしながら、発表担当者に「その問題文から、どのように書くべきこと」にたどり着くのか」について、思考過程を説明してもらう。

発表担当者でない参加者にも、適宜、弁護士から質問をする。

このように弁護士の講義形式にせず、対話形式にしたのは、自分で考えて答えを導き出すというプロセスを意識して勉強することが、試験に直結するからである。

#### (5) ゼミ生の学生勉強会への参加

我々講師は、ゼミ生を青法協のイベントに誘ったりはせず、イベントの情報をしれつと渡すというスタイルを大切にしている。あえて見返りを求めない姿勢が、信頼を生むように感じているからである。

その結果、受験直前期以外は、毎回数名、予備試験ゼミから学生勉強会に参加してくれる。

#### (6) ゼミ生の短答式試験突破

このようにゼミを実施し、二〇一九年五月には予備試験ゼミのメンバーの一人が初めて短答式試験に突破した。

二〇二〇年八月の短答式試験には、別のゼミメンバーが初めて短答式試験に突破した。しかも、法律の勉強を開始して一年ほどしか経っていない

にもかかわらず、高得点での突破であった。

#### (7) 短答試験を突破できていないゼミ生へのフォロー

勉強を開始して間がないのに、試験で結果を出せるようになっていく参加者がいる一方で、なかなか結果を出すことができない参加者もいる。

二〇一九年の短答試験合格発表後には、「短答試験反省会」ということで、二〇一九年の勉強方法についての反省と、今後の勉強の方向性を確認してもらうべく、予備試験合格者の修習生に話を聞く機会なども設定した。

二〇二〇年八月の短答試験後も、試験で結果を出すことができなかった参加者はやはりいた。

短答に突破できない原因は、勉強時間の不足か、勉強方法が間違っていることに気付いていないか、いずれかである。

しかし、その自覚がなかなかできないため、ほとんど同じ原因で短答式試験に敗退してしまう。敗因の自覚ができなければ自らの方向性を修正できない。

そこで、参加者とこれまで以上に寄り添い、弁護士の方も適宜参加者の勉強の状況を把握できるようにし、参加者との日頃の会話や質問などから適切な方向性を自覚的に模索してもらうようにする必要があらむと思われる。

こうした理由から、二〇二〇年八月の短答式試験の自己採点后、堀江哲史弁護士が、「早朝ゼミ」を始めた。

具体的には、毎朝五時三〇分から六時三〇分の一時間、Zoomを開いておき、堀江弁護士はその時間帯に仕事をしているが、参加者は「今日勉強すること」をZoomのチャット欄に記入してから、各自黙々と勉強するという取り組みである。

早朝ゼミは、平日も土日祝日も問わず、毎朝五時三〇分から六時三〇分まで黙々と実施されている。

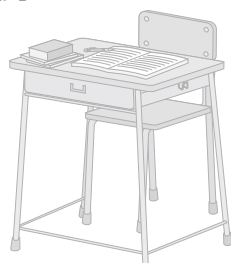
この取り組みによって、参加者は一日の方向性を定めながら勉強することができる。

#### (8) 短答試験突破後論文式試験受験までの期間の取り組み

堀江弁護士が早朝ゼミに取り組む中、私の方では、毎週末の二時間程度、短答合格者を対象に、予備試験論文式試験の過去問を毎週三〜四問解き、答案を提出してもらい、答案のチェック及び個別にコメントを伝えるという取り組みをしている。

# 天白養護学校虐待事件

あいち 進藤 一樹



## 1 事案の概要

二〇一八年九月某日、地元名古屋のマスコミは、学校内で起きたある一つの暴行事件をスクープとして報道した。それは、名古屋市立天白養護学校という特別支援学校において、男性教諭(以下、単に「男性教諭」という)が、知的障害及び自閉症を有する生徒(以下「本児」という)に対して、足で蹴るなどの暴力(以下「本件虐待」という)をふるう様子が撮影されたものであった。

報道によると、前記の本件虐待のほかにも、男性教諭は、前年の四月から翌年の二月までの間、同校の他の生徒に対して暴言を吐いたりするほか、バットで床を叩くなどの威圧的な指導をしていた、というものであった。

本件虐待について、男性教諭は、名古屋市教育委員会から停職(定年退職までの間の日数)の懲

戒処分を受けるとともに、暴行罪として起訴され(公判請求)、罰金刑の判決を受けている。

## 2 問題点

同市教委によるアンケート調査によると、同市の特別支援学校の教職員約五〇〇人のうち、約二割が生徒指導での威圧的な言動を「仕方がない」と思っていることが判明した。

そして、「子どもの特性や情緒の不安定さによる危険行為を抑止するには致し方ない」と教職員が捉えている実態がある」というのが同市教委の分析である。

このような調査結果によれば、以前から名古屋市内の特別支援学校においては、教育のためと称して、教職員から生徒に対する威圧的な指導あるいは暴行や虐待といった行為が容認される下地があったのではないだろうか。

何も教職員の前記のような考え方は名古屋市特有のものではないだろうことからすれば、全国の特別支援学校において、教職員から生徒に対する威圧的指導あるいは暴行や虐待といった行為が容認されてきたのではないだろうか。

だとすれば、本件はこうした問題の氷山の一角でしかない。

したがって、これは、単なる学校内における教師の体罰事例の一つとして捉えるべき事件ではない(もちろん、それだけでも重大な事件ではあるのだが)。

この事件は、特別支援学校の中で、教師が、障害を有する生徒に対して本件虐待を行ったということ、過去にも日常的に威圧的な指導をしてきたこと、同市教委は男性教諭のこのような態度を認識していたにもかかわらず本件虐待が起きるまで何ら対処してこなかったことを重要視しなければならぬ。

そして、障害を有する児童が、どういう場で、どういう人たちから教育を受けているのか、また、教育としてあるべきものは何なのだろうか、という問題についても考える必要がある。

## 3 法律関係

言うまでもなく、子どもは、いわゆる学習権が保障されているところ(旭川学テ事件)、障害を有

する児童生徒も、「国民として、社会生活上あらゆる場面で一人の人格の主体として尊重され、健全児となら異なることなく学習し発達する権利を保障されている」(市立尼崎高校事件)として、障害を有しない子どもと同様に、自立した個人として成長・発達するため教育を受ける権利を有している。

こうした学習権の保障にあたっては、特に児童生徒の人格形成の観点から、児童生徒の身体の安全が確保されていることが基本であることを受け、学校教育法は「体罰」を明確に禁止している(同法二一条ただし書)。

このことからしても、児童が、教育としての側面を全く有しない虐待から保護されるのは当然の要請である。

特に児童生徒は大人一般との関係で従属的な人間関係に陥りがちであり、虐待の危険性が高いことに鑑みて、「虐待」を明確に禁止し(児童の虐待の防止に関する法律三条)、学校は「児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない」(同法五条三項)としている。

障害者に対しても、二〇二一年に制定された、いわゆる障害者虐待防止法は「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」(同法三条)と定めるほか、学校の長は「教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する

理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする」(同法二九条)と定めるなど、就学する障害者に対する虐待の防止等を図るための規定を設けている。

国際的潮流についてみると、二〇一四年に批准した障害者の権利に関する条約では、その第二四条において、「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。」(同第一項柱書)とし、「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的能力をその可能な最大限度まで発達させること」等を教育の目的としているなど(同項(b)、教育についての障害者の権利が決められている)。

このように、法律及び条約の規定は、障害を有する児童も、等しく教育を受ける権利があること及び虐待は絶対に禁止であることを明確にしている。

当然、これら法律及び条約の規定にかかわらず、障害を有する児童及び親等の親族は、学校と

いう安全な場において、普通教育を安全に受けられるということを期待する。

ところが、本件において、男性教諭は、前記虐待禁止の義務に違反し、本児に対して本件虐待を行い、また市教委は、男性教諭から本児や他の生徒に対する日常的な虐待の事実を認識していたにもかかわらず、これを放置し続けたことにより、前記期待は裏切られてしまった。

#### 4 本件訴訟

二〇二〇年九月二五日、我々弁護士は、男性教諭及び名古屋市を被告として、損害賠償請求の民事訴訟(以下「本件訴訟」という)を提起した。

その内容は、前記教諭に対しては、不法行為の責任を、名古屋市に対しては、同市教委の債務不履行を原因に、慰謝料五五〇万円(弁護士費用含む)の支払いを求める内容である。

男性教諭による本件虐待の態様とは、なんと落ち度のない、かつ無抵抗の本児に対して、いきなりその臀部を二回蹴る、その右足首部分を足で踏みつける、その右耳を左手で掴んで引っ張る、その右大腿部を一回蹴る、木の棒をその顔面に近づけて威圧する、といった内容である。しかも、これは天白養護学校の運動場における「ミニ運動会」という、たくさんの生徒、教職員の前で行われたものであった。



本児は、現在は同校を卒業しており、同市内の事業所で生活介護を受けているが、本件虐待のあと、それより以前には見られなかった問題行動（男性に対する他害行為の目立ち、「学校」という言葉に対する怯え等）が顕著に見られるようになり、福祉の支援を受けづらい状況になってしまっている。

このように、本児は、多大な身体的・精神的な損害を被ったほか、その名誉・尊厳も毀損されてしまった。

他方で、男性教諭は同校の事実関係の調査にお

いて、本件虐待の是非について「こういうことがいけないという時代なんてありえない」などと回答しているが、このことから、まったくもって自身の行為の影響の重大さを理解していないことが分かる。

また、このような態度を以前から示し続けている男性教諭に対して、容認するような態度をとってきた市教委についてもその責任が問われよう。

本件訴訟においては、前記のような男性教諭や市教委の態度に対する責任追及を通じて、特別支援学校（養護学校）において、障害を有する児童

が受ける教育のあり方を問うとともに、体罰は虐待であること、自分の行った行為は虐待であることを男性教諭に認識させ、市に対しては、こうした事件を二度と繰り返さないよう認識させることが目標となる。

弁護団のメンバーは、名古屋共同法律事務所からは、中谷雄二弁護士及び郭勇祐弁護士が、みずほのまち法律事務所からは、仲松大樹弁護士が、名古屋南部法律事務所からは、高森裕司弁護士、林翔太弁護士及び私の計六名の体制である。

## 嗜痰吸引に必要な器具の確保請求事件

あいち 林 翔太

### 一 医療的ケア児とは

医療的ケア児とは、日常生活にあたって、痰吸引、経管栄養（胃ろう）など医療行為が必要な子どもをいう。医療の発達により死産リスクが減少

したため、その児童数は年々増加し、日本全国で二万九〇〇〇人にも上るといふ。

### 二 障害者差別解消法

障害者は、その障害を理由に不当な差別的取

り扱いを受けることがあり、障害者権利条約を受け、障害者差別解消法（以下「差別解消法」）では「不当な差別的取扱い」を禁止する。それにとどまらず、障害者は社会のシステムにより権利行使を制約されることが多いため、差別解消法では「合理的配慮」の提供を定めている。行政は合理的配慮を提供する法的義務を負う。

### 三 医療的ケア児の教育保障を巡る

#### 裁判

愛知県内のある公立小学校に通う痰の吸引が必要な子どもについて、就学にあたって、痰吸引に必要な器具を学校側で準備せず、登下校や校外学習に親の付き添いを求めたり、水泳の授業に参

加させなかったりなどの差別を受けたとして、痰吸引器具の確保と国家賠償を求める訴訟を提起した。二〇二〇年八月一九日に名古屋地方裁判所で原告らの請求をいずれも棄却する判決が言い渡された。原告らは控訴し、現在は争いの場を名古屋高等裁判所に移している。

#### 四 事案の概要

事件の経過としては、合理的配慮として、痰吸引が必要であり、そのためには痰吸引器具(設備)が必要になるが、学校側は、自ら用意せず、保護者に毎日持ち運ぶよう強要した。持って来なければ、学校は休んでもらうなどと言われたため、母親はそれまで勤めていた職場を退職した。

また実施人員体制(要員)・具体的には看護師資格のある「支援員」も必要となるが、学校側はそもそも実施範囲を校内・学区内と限定したり、予備人員を配置しなかったりなど不備があった。そのため、小学校であれば年間行事に遠足、社会見学、野外教室(林間学校)、修学旅行など校外学習があるにもかかわらず、保護者に対し、合理的な理由もなく事あるごとに付添いを求めた。

さらに、小学校では、通学団による集団登下校を実施しているが、地域の保護者は原告保護者に対し、登下校に付き添うよう求めた。四年生までは通学団そのものから排除され、五年生からは

加入こそできたものの、保護者が付き添うことを参加の条件とした。障害のある原告子どもに対してだけである。学校側は、差別が行われているにもかかわらず、学校は関与しない、むしろ付き添いが必要だなどと差別を是正せず放置するばかりか、助長した。

さらに、夏には水泳の授業があるが、四年生にまでプールに入らせてもらえなかった。読者の中には、痰の吸引が必要だということなら、プールに入るのは危険ではと思う者もいるかもしれないが、潜水は確かに難しいが、児童生徒は普通に入浴もできるし、吸引部に意図的に水をかけない限りなら問題もない。県内にいる同じような状態の子どもも水泳の授業に参加しているケースがあるにもかかわらず、学校側は全く考慮しなかった。なお、学校側は痰吸引器具の持参や付き添いについては他の学校の例を引き合いに出す。保護者による交渉の結果、参加にあたっての課題を把握するためリハ―サルを三年生時に実施し、問題がなかったにもかかわらず、別の理由を挙げて参加を認めなかった。参加できても浅いプールしか入れず、かえって危険な結果となった。

以上が我々弁護士(といっても、当初は弊所の高森裕司弁護士との二人である)が受任する前の経過であり、学校側と交渉し一部は改善したものの、学校側が吸引器具の取得を認めなかったた

め、提訴に踏み切った。

#### 五 裁判の経過

先にも述べたように、この裁判は差別によって被った精神的苦痛に対する慰謝料を請求する国家賠償だけでなく、自治体に痰吸引器具の取得を請求するものである。後者は当初抗告訴訟としての(非申請型)義務付け訴訟であったが、処分性の要件具備が厳しく、児童生徒と学校との在学契約(公法上の法律関係)に基づいて給付を求める実質的当事者訴訟(行政事件訴訟法四条)に訴えを変更した。その後、訴訟要件が問題となり、却下となったことはない。

審理は、先に述べた学校側の対応が障害を理由とする差別に該当するか否かが主たる争点となった。学校側の主張は、「器具を取得している例はない」「支援員との契約で校外は想定されていない」「万一、支援員が休む可能性がある」「(この子は)落ち着きがないから、付き添いが必要」「親が付き添ったほうが子どもにとっても安心できるのだ」「登下校中に、万一のこと(吸引部が外れる)があれば、他の多くの子供たちが不安になる」「一回で指示が聞けないこともある」「子どもとぶつかったり、水が入ったりする可能性がある」などと抽象的な理由しか挙げなかった。学校側が懸念する事態は、実際に発生したことはない。裁判官も、

学校側に対する釈明を積極的に求め、補充尋問も積極的であり、尋問後も何度も児童の教育保障に向けた和解交渉を進めていたため、見通しは明るいものであった。

## 六 判決の問題点

ところが、やはり裁判所、それも「命のとりで裁判」で請求棄却判決を出した、悪名高き名古屋地方裁判所民事九部(行政部・名古屋はこの一箇所)である。

訴訟指揮とは裏腹に、原告らの請求をすべて棄却した。「差別」であるかどうか問われているにもかかわらず、裁量の判断枠組みを持ち出し、「障害者差別解消法に違反し裁量の逸脱・濫用がある場合」に違法となるという判断基準を立てた。その判断も極めて不合理であり、対応を正当化する「合理的理由」の認定に当たっても学校側担当者の証言の信用性を吟味することなく採用し、証拠提出もない書類を根拠にした。行政に付度するもので、司法研修所の裁判所起案なら落第点である。

そればかりか、保護者には教育を受けさせる義務があるため、付き添い等を求めても問題はないという。障害のない子の保護者にも義務があることに変わらぬ、なぜ原告らに對してのみ求められているかが問われているのであるから、回答にな

らない。

何より、異別扱い(差別)の正当理由は、行政の側が客観的で具体的な事情に基づき立証する責任を負うにもかかわらず、これでは、法の解釈・構造が逆転している。

## 七 今後に向けて

本件は医療的ケア児が学校で教育を受ける権利の保障のあり方を問う裁判である。それは「できるかできないか」の二者択一の答えではなく、「どうすればできるか」を考えることが教育者本来の

役割である。それ以前に、東須磨市の教員いじめが記憶に新しいが、差別やいじめ、仲間はずれはダメだと指導するのが学校のはずであるのに、教育者としての資質に疑問を抱かざるを得ない。

最初にも述べた人口数から、本件原告のみならず、同じような被害に遭っている例は数知れず、その多くは声を上げられず、泣き寝入りに終わってしまっていると考えられる。そうした差別被害の救済、そしてあるべき教育の実現のためにも引き続き尽力する次第である。弁護士は、弊所の高森裕司弁護士、進藤一樹弁護士と私である。

## 冬の全国ミーティング(あいち)のご案内

日時 二〇二〇年二月四日(金) 一三時～五日(土) 二二時二〇分

会場 名古屋市内+オンライン

特別講演 「支配層の狙いとこれからの書法協会員の役割」

講師：大内裕和氏(中京大学教養教育研究院教授)

若手弁護士向け企画「若手向け実務に役立つDV講座」 講師：岡村晴美会員  
地元企画 (二七時～一八時)

「同性パートナーに犯罪被害者等給付金を求める裁判」

講師：堀江哲史・進藤一樹会員

人権研究交流集会、ブレ企画「ハンセン病問題の現在について」(仮)

講師：八尋光秀弁護士

5日 オプショナルツアー「歴史情緒あふれる国宝犬山城・城下町の自由散策」

※詳細は別途送付の常任委員会の  
のご案内をご参照頂くか、弁  
合同本部事務局までお問  
合わせ下さい。



# マタハラ弁護団東海の紹介

あいち 砂原 薫

## 1 弁護団概要

マタハラ弁護団東海は、妊娠・出産や育児などを理由に、雇用主や職場の人たちから解雇や退職強要など様々な嫌がらせを受けている方や、嫌がらせを受ける心配がある方の相談に対応するために、二〇一五年三月に結成された。当弁護団は、愛知県、岐阜県、三重県の弁護士から構成されており、現在は一五名のメンバーが在籍している。若手の男性弁護士も活躍している。

活動内容としては、無料相談、セミナー・勉強会への講師派遣など、随時開催してきている。また、数カ月に一回程度弁護団会議を行い、最近受けた相談や現在取り組んでいる事件の報告・意見交換、マタハラ事件の裁判例に関する学習会を行っている。

以下では、当弁護団がこれまで行ってきた活動

について、簡単に紹介させていただこうと思う。

## 2 弁護団員が関わったマタハラ事件

### (1) 育休からの職場復帰直前の配転命令

医療法人の事務職（正社員）として勤務していた女性が、産休及び育休を取得し、現職での職場復帰を希望していたところ、職場復帰間際になって雇用先から配転命令を受けたという事案である。配転先は介護職であり、基本給は配転前と変わらないものの、これまでの昇給システムと異なるため、将来的に昇給額が減額してしまうことになる。また、配転先の勤務形態はシフト制だが、育児短時間制度を利用しないと勤務ができない時間帯でシフトが組まれているため、配転前より給料の大幅な減少が余儀なくされてしまう。

この事案については、配転命令に法的根拠がないこと、配転命令が育介法の不利益取扱いに当た

ること等を理由として、配転命令の無効を主張して、提訴する準備を進めている。

### (2) 育休からの職場復帰直前の解雇

正社員として勤務していた女性が、一人目の子の産休及び育休を取得し、時短勤務での職場復帰を希望していたが、職場復帰間際に二人目の子の妊娠が判明したところ、雇用先から休職を命じられ、その後一方的に退職を告げられたという事案である。同じ職場では、同時期に、もう一人正社員として勤務していた女性が、育休からの職場復帰間際に雇用先から一方的に退職を告げられており、雇用先が妊娠・出産し育児中の女性を選んで解雇していたものとうかがえる。

この事案については、妊娠・育休取得を理由とする解雇は均等法・育介法に違反し無効であるとして、当弁護団にて提訴した。本件では、原告たちが退職に当たって退職届を提出しているため、解雇であったのかどうか争われるが、一方的に退職を告げる行為は解雇にはかならないので、弁護団で理論構成をしっかりと組み立て、解雇の主張をしていきたい。

### (3) 妊娠中の労働条件変更

正社員として勤務していた女性が、妊娠中に、雇用先から労働条件を変更（パートにする）という通告を受け、労働条件変更書にサインさせられてしまったという事案である。その際、懲戒解雇

を受けても良いという旨の覚書も書かされてしまった。

この事案については、どのような労働条件に変更するのが明示されておらず合意は不存在であるとして雇用先に内容証明郵便を送付したところ、雇用先の代理人弁護士から、労働条件の変更を撤回する旨と産休を認める連絡があり、安心して産休を取得することができた。

本事案は相談者の女性が外国籍の労働者であった。本事案では雇用関係においては正社員という安定した身分だったが、外国籍であることに加え、妊娠中の女性という複数の要因が重なる場合にマタハラを受けやすくなる傾向がみられる。この後に紹介する(4)の事例は、外国籍の妊娠中の女性で、かつ非正規雇用(間接雇用)という状況にある女性の事案である。当弁護士においては、外国籍の非正規雇用の女性からのマタハラ相談をこれまで多数件受けている。言葉の問題が解決されればさらに多くの相談が寄せられる可能性がある。

#### (4) 妊娠中の解雇

派遣社員として派遣先に派遣されていた女性が、妊娠中、三カ月の契約更新はなされたものの、その後休みがちになったため、派遣先から断られ、派遣元から契約期間を待たずに解雇されたという事案である。

この事案については、団体交渉では平行線だった

ため、契約期間の未払い賃金と慰謝料の支払いを求めて労働審判を申し立てた。派遣元は、勤怠態度が解雇の理由であるとして争ったが、契約期間途中の解雇であるということで、比較的女性に有利な結果を得られた。

### 3 マタハラ研修・勉強会

当弁護士では、マタハラに関する研修や勉強会への講師派遣も行っている。これまで、弁護士・労働組合関係者に対する勉強会や、地方自治体の職員に対する研修を行ってきた。

地方自治体での研修は、二〇一七年一月一日施行の改正育児法が、事業主にマタハラ等の防止措置をとることを義務づけたことを受けて、町役場の全職員を対象に実施されたものである。講師の弁護士からは、マタハラを含む様々なハラスメントの定義、マタハラが社会問題として認知されるようになった経緯、どういった行為がマタハラに該当するのか、といった話がされた。

マタハラ根絶のためには、マタハラ被害を救済することも重要だが、事業主の意識を改めることも重要である。事業主のマタハラへの理解が深まれば、事前にマタハラ被害を防ぐことができ、マタハラ根絶につながるだろう。今後も弁護士として、マタハラ被害者に向けてだけでなく、事業主に向けても情報発信していきたい。

### 4 弁護士団に加入して

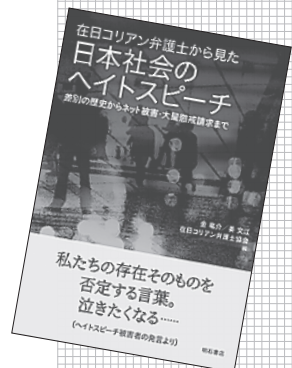
マタハラという言葉は社会的に認知されつつあるが、妊娠・出産や育児を理由に女性が不利益を被りやすい状況はまだまだ変わっていない。新型コロナウイルスの流行に伴い、妊娠中・育児中の女性が、正社員からパート社員へ一方的に労働条件を変更されたり、派遣切りにあたりするというニュースも見聞きする。均等法や育児法が整備され、何度か改正されているが、その趣旨を没却するような判断をしてしまっている裁判例も少なくない。また、日本の女性が出産・育児期に離職する割合の高さ(いわゆる「M字カーブ」)や、非正規社員である割合の高さからすると、この社会で男女平等はまだ実現できていないといえる。

こうした状況を改善するためには、法制度や、社会の意識・構造から根本的に変えていく必要があるだろう。つまり、マタハラ防止のための法制度の整備・改善と同時に、マタハラをなくさなければならぬという社会の意識を形成し、男女不平等の構造を改めなければならない。当弁護士団としてできることは限られているかもしれないが、今後も一つ一つのマタハラ被害の救済を図りつつ、マタハラ根絶に向けて様々な活動に取り組んでいきたいと思う。

シリーズ  
憲法を知るための  
12冊

金竜介・姜文江・在日コリアン弁護士協会 編  
『在日コリアン弁護士から見た  
日本社会のヘイトスピーチ  
差別の歴史からネット被害・大量懲戒請求まで』

東京 和田壮一郎



## 1 はじめに

本書は、在日コリアン弁護士協会に所属する在日コリアン出身の弁護士が、在日コリアンに向けられた人種差別を内容としたヘイトスピーチに関して、被害の現状、在日朝鮮人への日本社会における差別の歴史、ヘイトスピーチに関する事件の分析、法規制の現状等を書いたものである。また、今後ヘイトスピーチに対して、いかにして対応していくかの試案も書かれている。

私が本書を取り上げた理由は、去年司法修習生であったころに、初めて在日朝鮮人の司法修習生と友人となり、ヘイトスピーチをはじめ在日朝鮮人差別問題に初めて関心を持ったことがきっかけである。当時の私は、京都朝鮮学校事件につい

て耳にしひどい集団もいるものだという程度の認識しか持っていなかった。ヘイトスピーチについて私の修習期の七月集会の分科会で取り上げ講演会を聞き、歴史的にも大変根深い問題だと感じるようになった。

本書は、ヘイトスピーチが対象とされた人にとってどのような被害をもたらすのかという点や、昨今話題になっているヘイトスピーチについてだけ対処すればいいというわけではないことを気付かせてくれる。こうした視点から会員の皆様に広く読んでもほしいと思い取り上げた。本書を読めば、ヘイトスピーチの被害者である在日朝鮮人の方々の思いの一部を追体験することができる。また、現状の法制度の到達点、不備を法的視点から学ぶことができる。以下、私が特に会員に読んでいただきたいと思う部分の感想を述べる。

## 2 ヘイトスピーチの被害

1の第一章では、今のヘイトスピーチの被害を実態調査をもとに解説している。参加者は、暴言への恐怖のほか、普通に見える青年が「朝鮮人出て行け」などと書かれたプラカードをもっており、日本社会に恐怖を覚えた」と述べている。また、警察官が黙ってみているということにも失望したと述べた参加者もいた。個々の暴言も問題であるが、日本社会そのものが在日コリアンへの差別に加わる者を生み出し、かつ傍観する状況を作り出している。

おかしな考え方をしている一部の人が過激な行動しているという見方はできないのが実態であると考え。私自身も、友人の中に韓国、中国出身

の方に対してよくない言動をしている者がいたとき見て見ぬふりをしてこなかったか、わが身を振り返る必要があると思った。また、依頼者の中にも相手方が外国人というだけで「何をしてくるかわからない」など、事案の性質を考慮しても過剰と思われる反応をする方もいる。書店に行けば、いわゆる「嫌韓本」と言われる本が平積みになり、本書のような本は、ショッピングモールの本屋などには置いてなく、大きな本屋、図書館に行かなければ置いていない。

こうした日本社会の状況自体がヘイトスピーチが蔓延する後押しになっている。

### 3 朝鮮学校の民族教育について

現状、朝鮮学校をはじめとした外国人学校が日本の公教育の枠組みから外されていることが述べられている。日本の国旗の掲揚、国歌斉唱が求められてしまう「一条校」になるのは受け入れがたく、税金の投入が少ない各種学校になるという選択をせざるを得ない。

また、歴史的に朝鮮学校が戦後、日本政府によって様々な手段で閉鎖され、在日コリアンの人々が抵抗を続けてきたことが書かれている。

こうした歴史的事実は、日本の歴史教育では、長らく教科書に書かれることもなく、学校で教え

られることもなかったのではないだろうか。少なくとも私は、関東大震災での虐殺や植民地支配の歴史は歴史の授業で学習したが、朝鮮学校への迫害の歴史を学校で学習した記憶はない(そもそも戦後史に充てられる学校教育の時間があまりに少ないのではないかとも思う)。過去の加害の歴史への清算が日本で十分に行われていないことが歴史教育の不十分さにつながり、ひいてはヘイトスピーチを支えるようなゆがんだ歴史観を一定の人が受け入れてしまうのではないかと考えた。他の人権問題でも同様であるが、人間は知らない問題に対しては、時として冷酷である。ヘイトスピーチという現象は、現代的課題であるとともに今まで十分に取り組んでこなかった過去の課題が、噴出しているという側面も大きい。

### 4 最後に

本書の最後の章で、金竜介弁護士は、この本の編者でもある在日コリアン弁護士協会の設立趣旨の一つが、定住外国人の地方選挙権法案も契機となったことを紹介し、参政権の獲得など積極的制度的構築に力を注ぎたいと述べている。なぜ、「国籍、ルーツを理由として『ゴキブリ』『殺せ』と言っ

なければならぬのかと述べている。至極まっとうなことであり、ヘイトスピーチがなくても十分に、在日コリアン、ひいては定住外国人に対する差別を現状まだ行っている国であることを突き付けられた気がした。

『在日コリアン弁護士から見た  
日本社会のヘイトスピーチ  
差別の歴史からネット被害・  
大量懲戒請求まで』  
二〇一九年一〇月発行  
金竜介・姜文江・  
在日コリアン弁護士協会 編  
出版社：明石書店  
定 価：二二〇〇円＋税  
四六判 二七二頁

# ロースクール事情

大阪  
中西翔太郎

1

私は関西のロースクール既習コースで二年間学んだ。講義の予習・復習は相当の時間を要していたが、自学自習の伝統から、「自主ゼミ」と呼ばれる私的な勉強会を結成することを教授が推奨していた。「自主ゼミ」で答案練習や講義内容で不明な点を互いに尋ね、教えあうことをよくした。

私は、入学した年の五月頃ゼミを結成することができた。ゼミメンバーは、心優しく、分からないことを聞いても、嫌な顔ひとつせず、いつも丁寧教えてくれた。彼らとは今も親交が続いており、ロースクール在学中体調の優れなかった私は、彼らにいつも助けてもらった。彼らのおかげでロースクールを卒業できたと思っており、本当に感謝してもしきれない。彼らとは弁護士になった今でも親交が続いており、ロースクール時代の一番の財産となつて

2

いる。

私の修了したロースクールでは、要件事実教育が熱心に行われていること  
で有名で、民法(総則・物権)、民法(債権各論)、民法三(債権総論・担保物権)、民事裁判の基礎(派遣裁判官による新問研・類型別の講義)は本当に勉強になった。司法修習に入ってから要件事実教育が行われたが、特に苦労した経験の覚えはなく、民事系の起案はあまり対策しなくてもよかった。民事系の講義は学術的にもハイレベルで、講義に力を入れて勉強していれば、司法試験は問題ないと言われていたが、概ね正しいと思う。

3

他方、司法試験対策の学習は、全く行われなかった。司法試験対策は、自

4

主ゼミの仲間との過去問答練、演習書の答練のみであった。私の出身ロースクールの態度は司法試験と講義を全く切り離して考えるという点で一貫しており、そのぶれない態度をさすがにすげえと感じていた。  
そもそも、ロースクールは、受験予備校ではない。司法試験合格のために必要、役に立つという実利とは別に、法学の面白さを感じたり、知的好奇心を満たし、実務に入つてからは時間の制約から難しくなる基礎的な理解を盤石なものとするのがロースクールでの学習ではなからうか。参考書籍や参考判例を渉猟し、少数説も含めて様々な観点からある事象を複眼的に観察できる素地を身につけられるのは、ロースクールが最後ではないだろうか。

私は、ロースクールを手放しで賞賛するわけではないのだが、それでもロースクールは存在したほうがよいと考えている。

ロースクールの講義は、司法試験合格後を見据えた知的負荷の高いトレーニングであり、司法試験対策という観点からはオーバーワークであったことは否めない。そのため、司法試験直前期には、ロースクールの講義へのモチベ



## ロースクールの実情と 法曹養成

また、ロースクールでのネットワークも財産である。実務科目で教えを受けた先生に弁護士会のイベントでご挨拶できたり、実務で分らないことをロースクール時代の教員に問い合わせたりすることができるのは大きなメリットである。司法修習の模擬裁判や、実

⑤ ロースクールで得られるのは、法学の知見だけではない。仲間とともに議論し、答案を書き、添削し合うことで、様々な考え方を知り多角的に世界を知ることができる。

ーション維持が大変なこともあった。司法試験合格という観点から見た場合、ロースクールでの学習は必要不可欠とは言いがたいかもしれない。だが、弁護士として法律実務に就くと、インプットのための勉強時間を確保するのが難しく、学生時代のように教科書を熟読して判例を読み込むということは簡単ではない。そんな時大事になるのは、ロースクールの講義で大量に読み込んだ判例、ケースブックで学んだ学説、そしておぼろげに記憶する教科書の記述である。とことん考え尽くす経験はロースクールでないとできない。

実際の法廷での弁護士活動を考えるうえで、第一線で活躍する先輩方から、「弁護士」としてではなく「学生」として教えを受けることができる。司法修習では一クラス五〇名で役割も希薄になりがちだが、ロースクールの実務講義は一クラス二五名程度で圧倒的に密な指導を受けられることができた。この経験は今も役に立っている。

⑥ 結局、ロースクールを司法試験の受験対策予備校と考えるからボタンの掛け違いが生じるのではなからうか。ロースクールは、法曹として社会に出た後を見据えた講義がされるべきである。そのような意味で、ロースクールは社会に良い影響を与えることはあれど、悪影響を与えることはないように思う。役に立つ講義、役に立たない講義というよくある二分論はやめて、法曹としての知的体力を高め、優れた法曹を養成するための職業訓練学校として、私のロースクールは機能していたように思う。予備校の論文パターンを覚えること以上に、ロースクールでの学習は、法曹としての幅を広げてくれた。そういう法曹養成制度は理想論にすぎないのだろうか。

## 弁護士になりたいあなたへⅢ

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

### 「人権の砦」として法廷でたたかう

大変だけどやりがい十分、  
等身大の言葉で語る人権弁護士たちのメッセージ

#### 主な目次

【この本に登場する弁護士】

菊間龍一(67期)、早田由布子(63期)、水谷陽子(68期)、田村有規奈(69期)、喜久山大貴(69期)、西川研一(60期)、橋本祐樹(64期)、倉重都(71期)、深井剛志(64期)、藤塚雄大(68期)

座談会「青法協ってこんなところ」 久保山太一×辻田航×菊地智史



定価:1320円 送料別  
四六版並製 272頁

※注文は事務局まで

第17回

人権研究交流集会(3/20・21福岡) □ 分科会紹介 □

憲法カフェの広め方

あすわか分科会



二〇二二年三月二〇日・二二日に福岡で開催される人権研究交流集会に明日の自由を守る若手弁護士(あすわか)からも分科会にブースを出します。あすわか分科会は、一日目の後半(二五時半〜一七時半)。今年のテーマは主権者教育です。

弁護士会の法教育委員会からの講師派遣で、学校で主権者教育を実施したことのある会員も少なくないと思いますが、あすわかでも講師派遣をし、学生向けの知憲活動・主権者教育に取り組んでいるところです。この分科会では、出前授業の経験が豊富な上越中央法律事務所の田中淳哉弁護士、教育現場で主権者教育に先駆的に取り組んでいらつしやる立命館宇治高校の社会科教員である杉浦真理先生をゲストにお招きして、授業の報告をいただき、会場からの意見や感想、需要等、

いろいろなお話をお聞きしたいと考えています。

もちろん、質疑応答コーナーや、意見交換の時間も設けますので、これまで出前授業をしたことのある方、これからやってみたいと考えている方も、どしどし意見を出していただけたらと考えています。

コロナ禍で、実際に学校に足を運んで授業を実施することは難しくなっていますが、オンライン授業を実施すれば、全国どこに居ても、どの学校でも授業は出来ます。このコロナ禍だからこそ、全国の会員がタッグを組んで、主権者教育を広めていきましょう。全国からより沢山の方に参加していただき、今後の作戦を立てて行きたいと考えています。是非、ふるってご参加ください。

(福岡 朝隈 朱絵)

第一七回人権研究交流集会 概要

【日時】

二〇二二年三月二〇日午後

分科会 一三時〜一七時半(二コマ)

三月二二日午前

憲法劇 九時半〜一〇時

全体会 一〇時〜一三時

【会場】

アクロス福岡(福岡県福岡市)

<https://www.acros.or.jp/access/>

お問い合わせ先: info@seihokyo.jp

\*詳細はFacebookへ





## ドラマ 「チェルノブイリ」 を見ましたか？

この度、議長に就任した上野格です。議長トークも引き続きしたいと思います。

まずは、コロナ禍中に見た映画・ドラマ類の中でイチオシの作品を紹介したいと思います。米のHBOが製作したチェルノブイリ原発事故に関するドラマです。昨年に発表されて世界で大評判だったのですが、視聴が遅れました。DVDがレンタルされている他、アマゾンプライムビデオでも見られます。全五話シリーズ五時間で、人類史上最悪の事故発生、被害の途方もない拡大と人命無視の封じ込め作業、事故原因究明まで描ききります。リトアニアの閉鎖原発設備でロケし、CGも用いて、映像は非常にリアルです。

現場責任者による事実の隠蔽と責任逃れのため、近隣のプリピャチ市民の避難は遅れました。原発内の技師には簡易線量計しか使えないので、上限の毎時三・六レントゲンまでしか計測できないのです。その数値が所長に報告され、「なんだ大したことない」となって、炉心が崩壊しているとの報告も無視されます。「社会主義ソ連のRBMK炉が爆発するはずがない」。市の執行委員会で「問題ない、対策済みで避難不要」とされ、最終的にはゴルバチョフが議長を務める閣僚会議まで、その報告が上がってしまいます。恐ろしい。閣僚会議に呼ばれていた科学者の主人公が、報告の嘘に気づき異議を唱えると、副議長(名演技！)とともに現地に派遣され、対策を担わされます。実際の放射線量は毎時一万五〇〇〇レントゲンでした。

封じ込めのために悪戦苦闘する中で、被害の大きさと事故の真相を知っていく主人公と副議長には、KGBの監視が付きます。その監視役にもまた監視が付いています。事実の隠蔽が至上命令なのです。恐ろしい。主人公は、現場の不正な操作(これも酷いだけれど)ではない、真の事故原因を知ります。

「連邦は秘密と嘘にまみれている」。KGBの苛烈な脅迫の中で、果たして告発をすることができるのか。

国家が事実を隠蔽し、秘密と嘘で政治を行うとどうなるか。それが末端まで浸透すると社会はどうなるか。是非、ご覧ください。

(青法協弁学台同部会議長 上野 格)



## 青年法律家協会弁学会合同部会◎第二回常任委員会決議

# 政府に対し災害避難所における命を守るための施策を迅速かつ確実に実施することを求める決議

### 1 「複合災害」の危機に直面する避難所

二〇二〇年七月上旬から中旬にかけての九州豪雨において、一時二〇〇万人近くに避難指示・勧告が出され、指定避難所によっては千人に迫る人々が避難した。二か月経った二〇二〇年九月上旬でも、熊本県と福岡県を合わせて一〇〇〇人以上が避難所での生活を強いられている。

その一方で、緊急事態宣言解除後、新型コロナウイルス感染症の感染者数は再び全国的に増加傾向にある。二〇二〇年八月二十九日、日本感染症学会理事長が講演の中で、日本の感染状態を「第二波」のまっただ中にいる」と述べたことは記憶に新しい。新型コロナウイルス感染予防策として、密閉・密集・密接（三密）の回避が求められているにもかかわらず、避難所の密閉した空間に、数百人、時には千人規模で人が密集することは、急激な感染拡大を起こしかねない。避難所には、当然ながら、新型コロナウイルスに感染すれば重篤化する危険の高い人も避難してくる。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、大規模災害が発生し、避難所

で集団感染を招く「複合災害」への備えが、全国的に急務の課題となっている。

### 2 「本末転倒」にならないために

避難所内で集団感染が発生した場合、避難所に避難している被災者のみならず、市町村職員や医療・福祉関係者、災害ボランティアなど、多くの関係者の生命・身体が脅威にさらされることになる。

のみならず、自然災害に集団感染が重なる状況は地域医療体制に更なる負担をかけることになりかねず、また、関係者等を介して避難所外の感染リスクをも増大させ、新型コロナウイルス感染症の収束を阻害する要因にもなる。

さらに今年七月の豪雨災害の際には、避難所に避難した人がいた一方で、こうした感染に伴うリスクを恐れ、自宅や地域が災害に巻き込まれる危険な状況にあるにもかかわらず避難を躊躇したという声も、各自治体に多く寄せられている。事ここに至っては、災害からの「国民の生命、身体及び財産」の保護を謳う災害対策基本法（以下「災対法」という。）に照らして本末

転倒した事態と言わざるを得ない。

したがって、避難所内の集団感染を防止するための実効的かつ根本的な対策を早急に講じるとともに、地域住民に安心して避難所を利用してもらうための周知を徹底する必要がある。

### 3 この間の政府の対応

日本政府（内閣府・総務省消防庁・厚労省）は、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（四月一日付け府政防七七九号他）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（四月七日付け事務連絡）等を発出し、「災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すことが重要」とした上で、都道府県・保健所設置市などに対して、避難所の改良や可能な限りの避難所の増設、ホテル・旅館の活用、自宅療養者の在宅避難も含んだ適切な避難の検討を求めた。また、五月二日には「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）」を示し、避難受け付け時や受け付け以降の発熱者専用スペースの確保、移動経路の設定、健康な者の滞在場所、発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室などのレイアウト例を都道府県等に通知した。さらに、六月一〇日に公表された「避難所における新型コ

ロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第一版)では、自宅療養者の避難の考え方、濃厚接触者の避難準備、避難所で備蓄が必要な物資一覧、医療機関との連携、ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備、地方自治体に対する財政的支援などについて説明した。

しかし、こうした政府の通知等にもかかわらず、実際に避難所運営にあたる各自治体の現場では、新型コロナ対応を念頭においた避難所の設営に向けて課題が山積している状況である。たとえば、▽消毒液など感染症予防の備品の不足、▽避難所内に三密回避の空間を確保したことに伴う避難所不足、▽「避難所の衛生環境の確保」「十分な換気の実施」「発熱・咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保」といった後述の避難所運営ガイドライン等で十分に提起されてこなかった点への新たな対応、▽分散避難(自宅・親戚宅への避難やホテルなどの活用)が推奨される中で自治体の支援業務の増加などが挙げられる。

#### 4 「尊厳のある生活を営む権利」という意識を

避難所における生活環境の向上という意識は、日本においても徐々に培われてきていた。東日本大震災の教訓を受け、二〇二三年の災対法改正では、努力義務ではあるが、指定避難所等における良好な生活環境の確保に向けた取組が規定され(災対法八六条の六)、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」も策定され、翌二〇二六年には、この指針に基

づく「避難所運営ガイドライン」も取りまとめられた。

もともと、国際的な基準にはまだ追いつかない部分もある。赤十字・赤新月運動や国際NGO等は、ルワンダ虐殺時の難民キャンプにおける避難民死亡の問題を教訓として、一九九七年にスフィア・プロジェクトを立ちあげ、「人道憲章と人道対応に関する最低基準(通称「スフィア基準」)を定めるに至った。当該基準は、「災害や紛争の被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、したがって、援助を受ける権利がある」「災害や紛争による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」という二つの信念のもとに、各人が難民や被災者に対する人道援助の場を守るべき最低基準を定めるものであり、避難所における権利の側面を重要視している。二〇一八年版では、人道憲章、権利保護の原則、人道支援の必須基準、行動規範の四つの共通土台のうえに、給水、衛生および衛生促進、食料安全保障と栄養、避難所および避難先の居住地、保険医療の各分野における最低基準が定められている。

上記ガイドラインにも、スフィア基準を作ったプロジェクトの紹介が「生活の質の向上」の参考になるものとして挙げられているが、必ずしも権利として認識されているわけではない。設置状況によっては、最低基準であるはずのスフィア基準に及ばない部分も見受けられる。

欧米諸国では避難所の基準として、国費を使った簡易ベッドの日頃からの備蓄、家族単位のテント、心理

的側面も考慮した、温かい食事を提供すること及びそのための専門職の存在などが法的に整備されている。スフィア基準の観点から見た場合の最低基準は満たされていると言つて良いだろう。こうした支援は、単なる物理的居場所を提供する自治体と、その管理下に置かれる避難者たち、という図式からは辿りつきにくいものである。新型コロナウィルスという未曾有の脅威の前に、感染予防という視点が先立ち、より管理的処遇になりがちであるが、日常生活と同じように、尊厳ある生活を営む権利を有する場所なのだという意識を持つことが重要である。

#### 5 結論

国は、避難所における新型コロナウィルス感染症対策について、「万全を期すことが重要」と明言している。そうである以上、国は各自治体が通知等の内容を実現できるよう、各自治体の実態把握に努めるとともに、必要に応じて技術的・財政的支援をするべきである。また同時に、避難している人々が尊厳ある生活を営むことができているかという観点からの、避難所運営のあり方を改善するべきである。当部会は、これらの施策を通じて、政府が災害避難所における命を守るための施策を迅速かつ確実に実施することを求める。

二〇二〇年九月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第二回常任委員会

# 日本の敵基地攻撃能力の保有に反対する決議

## 1 安倍政権及び自民党による敵基地攻撃能力保有論

二〇二〇年六月一八日、安倍晋三首相は、通常国会の閉幕を受け記者会見を行った。会見で安倍首相は、同月一五日に決定した陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の導入計画停止を踏まえ、今夏に国家安全保障会議で安全保障戦略を練り直す方針を表明し、ミサイル攻撃に対する対抗措置としてその発射前に相手基地を攻撃する、いわゆる「敵基地攻撃能力」の保有についても検討対象とする考えを示した。

その後、自民党内の検討チームがとりまとめ、八月四日に検討チーム座長小野寺五典元防衛相らが安倍首相に対して行った「国民を守るための抑止力向上に関する提言」は、敵基地攻撃能力という文言こそ盛り込まれなかったものの、「相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有」を求め、実質的に敵基地攻撃能力の保有を求めている。

## 2 敵基地攻撃能力の保有は憲法に違反すること

しかしながら、敵基地攻撃能力の保有は、憲法九条

二項が保持を禁ずる「戦力」そのものと解するのが自然であり、憲法違反である。また、憲法解釈における現在の政府見解上保有が認められる、「自衛のための必要最小限度の範囲」を超える攻撃的兵器の保有となりかねない。また、敵基地攻撃は、憲法九条二項が認めない「武力の行使」そのものである。さらに、武力の保持をもって他国を威嚇し、これにより自国の安全を確保しようとするその姿勢自体が、平和主義を定めた日本国憲法前文及び九条の理念に反するものである。

## 3 専守防衛という防衛政策が破棄されること

これまで政府は、「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだ」というふうには、どうしても考えられない（一九五六年 鳩山一郎首相の答弁）として、敵基地攻撃能力の保持が憲法上許されるとしつつも、防衛上の便宜から攻撃的兵器を持つことは憲法の趣旨に反するとしてきた。

他方、現実的な政策として敵基地攻撃能力を保有することは、日本に対する急迫不正の侵害が行われるという事態が「現実の問題として起りがたい」（一九

五九年 岸信介首相の答弁）として、これを頑として採用してこなかった。以上のような考えは、のちに旧「三要件」を内容とする「専守防衛」を本旨とする防衛政策へと続くものである。

しかしながら、日本が実際に敵基地攻撃能力を保有し、これを実際に行使する事態となれば、このような「専守防衛」の立場を根底から覆すことになりかねない。一九九九年、野呂田芳成防衛庁長官（当時）は、「わが国に現実の被害が発生していない時点でも、侵略国がわが国への武力行使に着手していれば、わが国への武力攻撃が発生したと考えられる」と述べた。しかし、武力行使への着手とはどのような事態を指すのかについて明らかではないことに加え、敵基地攻撃が防衛手段として奏功するのは、必然的に敵基地からミサイルが発射される前であることからすれば、ミサイルが発射前に敵基地を攻撃することにより、日本が先制攻撃を行ったとの国際的評価を受ける可能性や、これに対する報復攻撃が行われる事態を招来する可能性も大いに危惧される。

さらに、鳩山答弁では、あくまでも急迫不正の侵害が現に行われた場合の防衛手段として敵基地攻撃を想定していた一方、近年は「武力行使の着手」などとして敵基地攻撃が許容される場合についてその時点が前倒しされている傾向にある。このような、憲法解釈のな

## 4 周辺諸国との間で、外交上の緊張が高まること

し崩し的な変更がなされる可能性も否定できない。

## 今後の日程

## 【常任委員会(全国ミーティング)】

\*第3回(冬)

2020年12月 4日(金)～ 5日(土) あいち

\*第4回(春)

2021年 3月21日(日) 福岡

## 【第52回定時総会】

2021年 6月26日(土)～27日(日) 岡山

## 第17回人権研究交流集会(アクロス福岡)

2021年 3月20日(土) 午後 分科会  
3月21日(日) 午前 全体会

## 各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、  
本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】 11月11日(水) 10時～

【修習生委員会】 11月19日(木) 10時半～

【広報委員会】 11月27日(金) 18時～

## 第51回司法制度研究集会

## 今の司法に求めるもの

—特に、最高裁判事任命手続きと冤罪防止の制度について

日時 2020年11月14日(土) 13時～

会場 オンライン+東京・全国町村会館

共催 自由法曹団・日本民主法律家協会・  
青法協弁学合同部会

## 5 結論

また、他国の基地を直接攻撃することができる軍事力を保有すれば、北東アジア諸国をはじめとする周辺諸国に対する大きな威嚇的効果を持つことになる。そうすれば、周辺諸国の反発を招き、外交上の緊張が高まり、軍拡競争ともなりかねず、日本の安全保障上の危険性も高まるので、憲法の趣旨にも反するものである。

安倍首相は、二〇一五年の戦争法成立を契機として、日米安全保障条約体制の下における「盾」としての日本の役割を変容させつつある。敵基地攻撃能力の保有が決定されれば、日米関係にさらなる大きな変容

をきたすことになる。また、安倍政権発足以降、軍事費は過去最大の更新を繰り返し、その結果、日本は世界でも有数の軍事力を有する国となっている。

しかしながら、武力を武力によって制することでは、「正義と秩序を基調とする国際平和」は決してもたらされない。あくまでも平和的な外交を積み重ねることにより、国際的秩序の獲得を目指すべきである。

当部会は、ここに改めて、日本の敵基地攻撃能力の保有に強く反対するものである。

二〇二〇年九月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会  
第二回常任委員会

## 編集後記

▼あいち支部の特徴としては、主に六九期～七二期くらいの若手が中心となり、積極的に事務局会議での発言や支部の活動をしてい

るということにあります。二〇二〇年六月から事務局長をしている私が抜けているところがあるからかもしれませんが、若手が発言をしやすく、風通しの良い支部だと思われまます。▼あいち支部の若手は、ジェンダー、セクシュアルマイノリティ、障がい者の人権問題、労働事件など、各自の興味関心分野において弁護士活動をしており、今回の支部特集で報告できました。▼また、あいち支部が力を入れている予備試験ゼミなどの受験生・修習生支援や、新型コロナウイルスの影響から従来と通りの活動が難しくなっている現状において、関心を呼び起こす情報発信をどのように行っていくかという課題について支部総会の特別講演の内容も報告できました。▼大変お忙しい中、ご執筆をご担当頂いた先生方、ありがとうございました。

(都築さやか)